

# 遺書が問いかけること

- 笑子さんが綴った想い -

作成：新居浜市人権・同和教育地域資料作成委員会

1960年、私たちが暮らすこの新居浜市で、南澤笑子さんという女性が自ら命を絶ちました。享年28歳でした。笑子さんを自死に追い込んだもの、それは…部落差別による壮絶な刃でした。



ありし日の笑子さん

笑子さんは、長野県上田市に生まれ、学校を卒業後、横浜市内のデパートに勤めるようになりました。やがて、同じアパートから大学に通っていた新居浜市出身の松木宏明さん（仮名）とふとしたことから親しくなり、お互いが恋心を抱くようになりました。そして宏明さんは、自分の心の中へ募る笑子さんへの思いを伝え、結婚を申し込みました。笑子さんは、宏明さんを連れて実家に帰りました。

父親の國太郎さんに会った宏明さんは、結婚の承諾を強く求めました。最初は「お受けできない。」と、國太郎さんは断りました。しかし宏明さんの強い決意を前に、とうとう重い口を開きました。そして「うちは被差別部落です。これがお話をお受けできない事情です。」と、その胸の内を明かしました。それを聞いた宏明さんは「今の世の中に、身分制度なんてナンセンスです。うちの父母も、そんな古臭い人間ではありません。」と、しっかりとした口調で言葉を返しました。「それならば、もう何も申すことはありません。こんな理解のある方と笑子は出会い、幸せです。」と、國太郎さんは呟きました。

二人の結婚式は、7月13日に挙げられました。式が終わった直後、宏明さんの父親は國太郎さんに対し、「家はどんなに貧乏でもかまわぬが、まさか被差別部落ではないでしょうね。」と尋ねました。その時、國太郎さんは、突然の質問にとまどい、あえて回答をしませんでした。そして、不吉な予感胸にしながら長野に帰って行きました。しかし、すでにこの時、宏明さんの父母は、親戚とも相談の上、名古屋に住んでいた宏明さんの叔母を通じて、興信所に笑子さんの身元調査を依頼していました。結婚後、二人は宏明さんの父親が経営する工場の2階に住みました。笑子さんは、事務所の仕事を何でも明るい笑顔で手伝い、希望に満ちた幸福な新婚生活が始まりました。

しかし間もなくして、笑子さんに関する身元調査の報告書が、叔母から宏明さんの父親の手元に届いたのです。報告書には、はっきりとした言い方は避けていますが、読めば被差別部落出身であるということが分かるように記述されていました。

宏明さんは父親に呼びつけられ、この報告書を突き付けられました。宏明さんは「今の世の中で、そんなことが、そんなに問題ですか。」と反論しましたが、父親は「お前はあの女が被差別部落出身だと知っていたのか。俺たちをだましたのか。」と責め、「今すぐあの女と別れろ。幸いまだ籍を入れてないから家名に傷はつかない。」と言い放ちました。父親のあまりの剣幕に、宏明さんはそれ以上、何も言うことはできませんでした。この報告書をきっかけに、宏明さんの家族、そして工場の従業員までも、笑子さんに対し、人間を人間として扱わない差別を加えて行きました。

笑子さんは、その時の心境を両親宛ての手紙に、次のように書いています。

とつぜん らんびつ しつれいいた  
突然、乱筆にて失礼致します。

さる 30日、名古屋より身元調査がまいりました。その結果、残念ながら悪く...

まいにち そうぞう す  
毎日を想像にあまりあるくらいに過ごしております。こちらの父母も被差別部落出身の者だけはどうしても  
いかんと言って、私に直接何も言わず、宏明さんだけを呼んで、出て行ってもらうようにとのことでした。あれ  
ほど誓った宏明さんも、今はその意志すらなく、毎日知らぬ顔で仕事だけに夢中です。もう頼る人もなく、見  
知らぬ他郷で相談する人もなく、明日の我が身を心細く過ごしておりますが、気持ちだけは強くもち、これぐ  
らいの悲しみには負けぬよう、一生懸命努力しておりますから、心配しないよう。

すうねん としつき ふうせつ た  
数年もの年月、風雪に耐えて、かばい合って今日まで来た夫であってみれば、このような境遇にある  
げんざい あい か  
現在ながら、愛することに変わりはありません。最後までがんばってみます。

えみこ ちちははさま がつみっか  
笑子 父母様(8月3日)

いま きねんしゃしん たいへんおそ  
やっと今ごろ記念写真ができてまいり、大変遅くなってしまいました。

いっしょういちど は しき くろう そだ あ くだ ちちはは りんせき なん しんばい き  
一生一度の晴れの式を、苦勞して育て上げて下さった父母のご臨席のもとで、何の心配も気がねもなく、  
なご す 済ませてみたかったのですが、私にはあまりよき思い出、記念すべき日はなかったように思われ  
ます。親孝行ができると、長年心配をかけてきた私にとっては、何よりも心で喜んで頂きたかったの。ただ  
おやこうこう ながねんしんばい わたし なに ころ よろこ いただ  
それだけの私の願いも見事裏切られ、遠路、暑中老体をむち打って、娘のために来て下さったお父上様  
わたし ねが みごとうらぎ えんろ しょちゅうろうたい う むすめ き くだ ちちうえさま  
に気をつかわただけで、私はかえって不孝を重ねているように思われ、悲しく存じます。しかし、自分で選  
き わたし ふこう かさ おも かな ぞん  
び出した道なれば、致し方なきこととがんばっておりますが、幸福ではありませんでした。籍にも入れられず、  
だ みち いた かた こうふく せき い  
このままいかなる苦難にも耐えようとも、長い将来、ただ不安あるのみです。

ひろあき ちちはは ゆうどう の なに おも さっこん じょうたい  
宏明さんとて父母の誘導に乗りつつあり、何かある！と思わせる昨今の状態です。

どうさま わたし いちど れいせい お つ かんが どうさま はほうえ そうだん かんが くだ  
お父様、私ももう一度、冷静に落ち着いて考えてみます。どうぞお父様も、母上とご相談、お考え下さ  
わたし げんざいのち かんが ぬ どうさま そうだんもう あ かあ  
い。私が現在命をかけて考え抜いていることですゆえ、お父様にご相談申し上げるのです。お母さんにも  
ねが へんしん ま まよ えみこ  
お願いします。では、ご返信待ちます。 迷える笑子より

こい こい ふるさと ちちうえ はほうえ さま がつ にち  
恋しい 恋しい 故郷なる 父上 母上 様(9月16日)

まい かげつかん まいにち さべつたいぐう せいしんてき まい み よ ところ たよ  
こちらに参りましてよりはや4ヶ月間、毎日の差別待遇に精神的に参ってしまい、身寄りのない所で、頼り  
おも おつ わたし かわ あ ゆうしやく まいばんまち さげ の で あさかえ つづ  
に思う夫は私と顔を合わせることをさげ、夕食がすおと毎晩町にお酒を飲みに出かけて、朝帰りが続きま  
す。こちらの父に一度申し上げましたところ「当たり前だ。家庭が面白くなければ誰だって遊びに行くんだ。そ  
ちち いちどもう あ あ まえ かけて おもしろ だれ あそ い  
れをいちいち、やきもち焼く方が、どうかしているのだ。」と、まるでみな私のせいのように言うのです。

しごと よう ちちはは いえ わたし い だれ で てつた つた  
仕事の用で父母の家に私が行こうものなら、誰も出てこず、お手伝いさんに伝えさせ、まるでけがらわし  
たいど わたし かわ あと かなら おつだ しお  
いという態度です。私の帰った後、必ずお手伝いさんに塩をまかせるそうです。

わたし おちゅう かわ なに し  
私は夢中で帰るので、何も知らずにおりましたが。

しゃいん わたし しろ め なが ちかよ かね も きゅうりょう ひろあき じぶん  
社員すら私を白い眼で眺め、近寄るのをさげ、お金も持たしてもらえず、給料はみな宏明さんが自分で  
つか せいかつ  
使ってしまい、生活していくこともできません。

ます つら きんじょ あたは ひと ころ かた たす あ あか げんき す  
どんなに貧しくとも、辛くとも、近所の温かい人の心と固くつながり、助け合いながらも、明るく元気に過ご  
じぶん あか ま す ころ どりよく わたし か  
してきました。また自分でも、明るく、真っ直ぐな心を！と努力もしてきました。しかし私は、すっかり変わってし

まいました。人の心なんて実に弱いもので、知らず知らずのうちに自分でも情けないくらいいじけてしまいました。

何度、もう一度横浜に出て働こうと思うのですが、お金をくれないのでどうすることもできません。

お母さん、いつもよい便りを差し上げられず、申し訳ありません。こちらの父母は、決して自分たちから出て行けと言わず、自分から出て行くのを、今日か明日かと待ち、毎日これでもか、これでもかと言わぬばかりの仕打ちです。貧しいながら、父母のもとにいたなら、こんなみじめな悔しい思いをすることもなく、明るく、元気に、円満に過ごせたいと思います。

考える力も失せて、毎日ただぼんやりと、仕事もあたえられず、おろおろ、うろろしているばかりです。

お母さん、自分勝手ばかりを申し上げ、どうぞお許し下さいね。心配かけてはならないと思いつつも、たった一人で苦しむことが不安で、つい愚痴になってしまいます。

では、ますます寒さに向かいますおり、くれぐれもお体に気を付けて、無理なさらぬようお願い申し上げます。父上様はじめ、皆さんに宜しくお伝え下さい。

恋しいお母様へ(11月5日)

笑子さんが激烈な差別を受けていることを、國太郎さんは笑子さんの悲痛な叫びが書き綴られている手紙で知りました。しかし当時は、一度結婚した以上、妻側の親が口を出すべきではないという古い考え方が、まだまだ世の中には強く残っていました。笑子さんの苦しい心の内が痛いほど伝わり、悔しさに涙を流しながらも、「もう少しだけ我慢しろ。もう少しだけ我慢しろ。」と、その都度手紙で励まし続けることが、そのような時代において國太郎さんにできる精一杯のことでした。笑子さんからの手紙や電話に心配を募らせていた國太郎さんは、年が明けたらすぐ新居浜に行き、親子水入らずで、将来について話し合うつもりでいた矢先のことでした。

12月22日、夜10時30分頃、國太郎さんに、「エミコ キトク スグコイ」という、笑子さんの命の危険を伝える一通の電報が届きました。そしてその50分後、再び電報が届きました。その内容は「ヤクセキコウナク エミコユク スグオイデコウ」というものであり、笑子さんが亡くなったことを伝えるものでした。

24日の朝、國太郎さんは列車に飛び乗り、新居浜市の宏明さんの家に向かいました。案内された2階の部屋には笑子さんが眠っており、枕元には線香が立てられていました。宏明さんは、涙を流していました。しかし、宏明さんの両親からは、一滴の涙も見ることができませんでした。國太郎さんが死因を尋ねたところ、睡眠薬を大量に飲み、自ら命を絶ったと告げられました。

宏明さんは、間もなくたんすの引き出しから一通の封書を取り出しました。それは、笑子さんが両親に宛てた遺書でした。

お父様、お母様。

たび重なる不孝、及び先立つ不幸をお許し下さい。

ひとたび他家へ嫁いだ以上、辛苦に堪えて、愛する夫と添い遂げる決心でおりましたが、再三の便りにて申し上げました通り、見知らぬ異郷の地で、冷たい差別のなかにあつて頼る人も、相談する友もなく、希望の一切を失った笑子は、人の情けが無情に恋しく、只々淋しかったのです。

生きて帰れぬ故郷に、今、仏となって、優しい父母の温かい胸に帰ります。どうぞ、お気を落とさないで下さい。これからは毎日安らぎの内に、皆様の胸の中に生きて行けるのですもの。誰も恨んだりはいしないで下さいね。

けいしき わたし ひるあき つま す こと いま わたし しあわ  
 形式だけでも私は宏明さんの妻として過ごせた事は、今の私にとっては倖せでした。  
 いた わたし きぐるう ぞん なにぶん じゆんしん す ひとゆえ よう こと  
 至らない私のため、気苦労をさせたと存じますが、何分にも純真過ぎる人故、この様な事になってしま  
 い、世間をはばかり、力を落とさぬよう、いたわってあげて下さい。  
 さいご ねが いっしょう さき ただひとり ひと  
 最後の願いです。一生を捧げた只一人の人なのです。  
 こんな けっか には なり ましたが、 こ した ころ か だれ わる よ なか いんしゅう ま  
 こんな結果にはなりましたが、恋い慕う心に変わりありません。誰も悪いのではなく、世の中の因習に負  
 けた自分自身の不幸だったのです。  
 きょうだい みなしあわ かていせいかつ す みまも ぞん  
 せめて姉妹たち、皆倖せな家庭生活を過ごせますよう、見守りとう存じます。  
 どうさま かあさま そうけん じんせい まつと いの どど さいご わか  
 では、お父様、お母様、ご壮健にて人生を全うせられますよう、祈ってペンを止め、最後のお別れとい  
 いたします。 さようなら。 みなみなさま  
 皆々様によろしく。

どうさま かあさま  
 お父様 お母様

か ここ いたい かそう ぶ よさび つや いとな  
 24日の午後、遺体は火葬に付され、その夜淋しく通夜が営ま  
 れました。そして翌日、國太郎さんは家族のもとで葬式を行う  
 えみこ いこつ むね だ はは ま ながの  
 ため、笑子さんの遺骨を胸にしっかり抱きしめて、母の待つ長野  
 へ帰りました。



えみこ みたま がっしょう ちち はは  
 笑子さんの御霊に合掌する父と母

資料提供：南澤笑子さんの想いをつなぐ会

参考資料：中山英一 著「人間の誇りうるとき」

長野部落解放同盟県連機関紙「解放情報」

『愛媛の部落解放史』愛媛県同和対策協議会南澤笑子事件闘争委員会記録資料

小西光久氏メモノート

東上高志 編「わたしや それでも生きてきた」

日野勝 編「南澤恵美子さんの想いをつなぐ」

寺島アキ子 作 NET テレビ制作ドラマ「差別の壁」

上田地裁判決文

※ 上記の参考資料にもとづいて、本資料は作成しました。改作を禁止します。なお、手紙、遺書に関しては、東上高志編「わたしや それでも生きていた」を底本とし、学習資料として使用するため、一部表記を変更しています。

# 遺書が問いかけること

- 笑子さんの想いをつないで -

作成：新居浜市人権・同和教育地域資料作成委員会

実は笑子さんの遺書はもう一通ありました。警察官に宛てた遺書です。

お取調べの皆さまへ。覚悟の上とは申せ、色々と年末のご多忙中、ご迷惑おかけ致しますこと、深く深くおわび申し上げます。

最後にあたりお願いがございます。それは、私のように悲しい結果に、ただ淋しく人生を終わらせることのなき様、この世から、部落というものをなくし、新婚も間もなく冷たい差別に泣く悲……

亡くなる直前にしたためたものか、笑子さんの枕の下にありました。そして、服用した大量の睡眠薬の効き目が出てきたのか、途中で途切れたものでした。

そして、笑子さんが自死した翌年の1961年1月、新居浜署長から次の様な手紙が南澤國太郎さんに宛てに届きました。

入籍されなかったため、松木笑子ではなく、南澤笑子として処理。拝啓新しい年を迎えられても皆さまのお心は暗い日を送られていることとお察し申し上げます。お手紙の内容はよく承りました。私の検死結果は、医師の診断結果と相違点なしの覚悟の自死と断定致しました。

警察官に対する遺書は、死者の名誉を損なうことがあってはならず、検死調査書に添付しております。右の通りですが、これは公文書ではなく、あくまでも私から死者のご両親宛てのものであります。一日も早く心安らかな日のきますように祈っております。以上

なお道義上、社会上の責任は別として、我々の職務範囲の責任追及資料のないのが残念です。

昭和36年1月16日 愛媛県新居浜警察署長(実名が記載)

父母に宛てた遺書の中には、差別者に対する怒りではなく、差別が未だ残されているということに対する悔しい想いが綴られていました。そして、取調べに当たる新居浜警察署員に宛てたもう一通の遺書には、差別による重大な人権侵害をなくしてほしいという切実な想いが綴られていました。國太郎さんはこの笑子さんの想いを受け継ぎ、差別をなくし、二度と笑子さんのように差別によって命が絶たれることがない社会とするために、重大なる人権侵害があったとして長野地方検察局へ訴えました。

このことを知った差別を許さない多くの仲間が、長野県と愛媛県の両方から、一斉に立ち上がりました。まず長野県知事、愛媛県知事、笑子さんが生まれ育ち身元調査に協力した人たちが住む村の村長、新居浜市長、身元調査をした興信所の所長、宏明さんの父親に抗議文を出しました。抗議文を受け取ったそれぞれの関係者からは、遺憾の意を表明した返答が次々に寄せら



新居浜市役所庁舎前での集会

れ、差別をなくす社会をつくるため努力することを約束しました。しかし、宏明さんやその父母は、差別を認め、謝罪することはありませんでした。そこで、新居浜市役所庁舎前で差別を許さない集會が開かれました。その後、宏明さんと父親は一応の謝罪を行いました。その間、あるテレビ局はこの事件を取り上げた「差別の壁」というドラマを制作して放映したり、雑誌などでも取り上げられました。それらは全国の人々に大きな反響を巻き起こしました。

しかし、新益になっても墓参りはなく、お悔みの葉書一通も届かず、一片の誠意も示されませんでした。笑子さんの想いが伝わり、宏明さんやその父母の心が変わることを願い、静かに見守っていた國太郎さんですが、とうとう仲間と相談し、長野地方裁判所上田支部に、損害賠償を請求する訴状の提出に踏み切りました。笑子さんの想いを伝える最後の手段でした。そして、3年あまりたった1965年3月20日、裁判官は、宏明さんやその父母による笑子さんへの処遇は違法行為であるとの判断を下し、原告の主張を認め、慰謝料の支払いを命じました。勝訴したのです。

笑子さんの枕元で流した宏明さんの涙は、自分が愛し、差別のもたらす地獄のような日々の中でも、最期まで自分を信じ続けた笑子さんに対する懺悔の念と、命を奪った自らの行動への後悔の念でしょう。そして、その念がその後の彼にどこまでも付きまといつたことでしょう。宏明さんの父母も、もし差別に縛られることなく生きていくことができたなら、きっと宏明さんと笑子さんと共に、幸せな人生を歩んでいたことでしょう。

差別によって幸せになる人は誰もいません。差別を受けた人、差別を加えた人、無関心な人、全ての人を不幸にします。そうであれば、笑子さんだけでなく、宏明さんやその家族も、差別による被害者と言えるかもしれません。

2009年12月22日、笑子さんの50回忌という大きな節目に、新居浜市で「南澤笑子さんを偲ぶ会」が行われました。市内外から100余名の方が参加しました。初めに「50回忌法要」を執り行った後、参加者全員で意見交換を行いました。差別を許さない仲間はどんどん増え、差別解消は進んでいます。しかし、残念ながら、今も完全に解消されたわけではありません。そのような状況の中で、笑子さんが私たちに託した想いとは何であったかを再確認し、その想いにどう応えていくのかを、それぞれが自分の胸に問いかけながら語り合いました。そして、「偲ぶ会」は「想いを



南澤笑子さんを偲ぶ会の様子

つなぐ会」となり、笑子さんの想いを実現するため、今も活動が続いています。

笑子さんの二通の遺書は、あなたに何を問いかけましたか？

自分にとって、大切な人だからこそ、差別によって傷つけられることも、傷つけることもあってほしくない。自分にとって、たった一度しかない人生だから、胸を張って人間らしく生きていきたい。

誰かの不幸の上に成り立つ幸福など存在しません。「みんなが幸せに生きることが出来る社会」を実現するために何が出来るか、つなげられた笑子さんの想いを胸に抱きながら、自分の生き方として考えてほしいと思います。



南澤笑子さん

資料提供：南澤笑子さんの想いをつなぐ会

参考資料：中山英一 著「人間の誇りうるとき」

長野部落解放同盟県連機関紙「解放情報」

『愛媛の部落解放史』愛媛県同和対策協議会南澤笑子事件闘争委員会記録資料

小西光久氏メモノート

東上高志 編「わたしゃ それでも生きてきた」

日野勝 編「南澤恵美子さんの想いをつなぐ」

寺島アキ子 作 NET テレビ制作ドラマ「差別の壁」

上田地裁判決文

※ 上記の参考資料にもとづいて、本資料は作成しました。改作を禁止します。なお、手紙、遺書に関しては、東上高志編「わたしゃ それでも生きていた」を底本とし、学習資料として使用するため、一部表記を変更しています。

第一時間目

(1) ねらい

**笑子さんの遺書が訴えているものについて迫り、笑子さんを死に追いやった社会の差別構図の問題点に憤りを感じる。(心情)**

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	教師の支援
1 資料についての簡単な説明の後、資料を聞く。		○ ここは許せないと思うところに線を引きながらじっくり資料を聞く。
2 遺書が訴えるものについて迫る。	○ 憤りを感じたところを発表する。 ・今すぐあの女と別れろ。…家名に傷はつかない。 ・家はどんなに貧乏でもかまわぬが、まさか被差別部落ではないでしょうね。 ・部落出身の者だけはどうしてもいかん。 ・叔母が身元調査を依頼する。 ・お手伝いさんに塩をまかせる。 ・工場の従業員までも人間を人間として扱わない差別。	○ 部落差別の残虐性に憤りを感じる。
3 遺書から笑子さんを死に追いやった社会の差別の構図に対して、怒りや憤りを感じる。	○ 「恋い慕う心に変わりはありません。誰も悪いのではなく、世の中の因習に負けた自分自身の不幸だったのです。」と書いている笑子さんの思いを想像してみよう。 ・絶望感 ・孤独 ・頼る人も相談する友もなく、一切の希望を失った。	○ 生命を奪われたのは部落出身の側だけ。その原因は、世間の差別意識や無関心さであり、身元調査を温存させている社会であることを知り、それらに対する怒りや憤りをもたせる。
4 笑子さんを死に	○ <b>笑子さんを死に追いやったものは何で</b>	○ 父母の差別心の背

<p>迫いやった問題点を洗い出す。</p>	<p><b>しょうか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宏明の優柔不断な態度</li> <li>・ 父母の偏見と差別心</li> <li>・ 叔母が行った身元調査</li> <li>・ 興信所とそれに協力した人たち</li> <li>・ 工場の従業員やお手伝いさんなどの周りの人たち</li> </ul>	<p>景には、叔母が行った身元調査があり、さらにその背景には身元調査に協力した人たちがいることを、しっかりおさえる。</p>
-----------------------	---	--

## 第二時間目

### (1) ねらい

**人間は、みんな弱さを持っている。その弱さを克服することが、差別解消に繋がり、ひいては一人一人の幸せに繋がることを理解する。(判断力)**

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	教師の支援
<p>1 宏明さんの生き方の問題点を話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ なぜ、宏明さんは笑子さんを守らなかったのでしょうか。</li> <li>・ 結局、自分のことしか考えなかった。</li> <li>・ 優柔不断な態度。</li> <li>・ 父母に逆らえなかった。</li> <li>○ 宏明さんに無かったものは、何でしょう。</li> <li>・ 両親を説得する熱意と知識。</li> <li>・ 笑子さんを守り切るという信念。</li> <li>・ 笑子さんに対する愛情。</li> <li>・ 笑子さんの痛みを感じる力。</li> <li>・ 相談する相手。</li> <li>・ 何が正しいかという判断力。</li> <li>・ 正義を貫く行動力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宏明さんの生き方を感情的に批判するだけではなく、冷静に問題点を考える。</li> <li>○ 自分が宏明さんのようにならないためには、どのような力が必要かを考える。</li> </ul>
<p>2 その後、宏明さんがどのような人生を過ごしたかを</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その後、宏明さんはどのような人生を過ごしたと思いますか。</li> <li>・ 笑子さんのことを思い出して苦しんだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 差別は、すべての人を決して幸せにしないということに気</li> </ul>

<p>考える。</p> <p>3 自分が宏明さんなら、どうするかについて話し合う。</p> <p>4 自分の心の弱さに打ち勝つためには、何が大切かを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きっと幸せになれていない。</li> <li>・自分のしたことを後悔している。</li> <li>・取り返しのつかないことをしてしまった。</li> </ul> <p>○ 自分が、宏明さんならどうするでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の弱さに打ち勝つ。</li> <li>・笑子さんを信頼する。</li> <li>・長野の笑子さんの家へ行く。</li> <li>・両親を説得する。</li> <li>・笑子さんと家を出る。</li> <li>・両親の説得を誰かにお願いする。</li> </ul> <p>○ <b>何かに迷ったときに、決断するためには、何が一番大切だと思いますか。</b> (宏明さんに一番足りなかったものは何だと思いますか?)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笑子さんを守り通す覚悟。</li> <li>・人権が一番大切であるという信念。</li> </ul>	<p>づく。</p> <p>○ 単なる決意発表に陥らず、自分ならどう行動するかを考える。</p> <p>○ <b>誰しも、自分がかわいいのは、当たり前だが、迷ったとき、何を判断の基準とするかを明確にする。</b></p>
--	---	--

### 第三時間目

#### (1) ねらい

**笑子さんの想いを繋ぐということは、一人一人がどう生きるかにかかっている。自分自身にできる“笑子さんの想いを繋ぐ生き方とは？”を自分自身に問いかける。(態度)**

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	教師の支援
<p>1 笑子さんがもう一通の遺書を残している思いを考える。</p>	<p>○ なぜ、笑子さんはもう一通の遺書を書こうとしたのだろか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別を告発し、社会に抗議する。</li> <li>・宏明は赦せても、差別は許せない。</li> <li>・同じ苦しい思いをする人をつくりたくない。</li> </ul>	<p>○ 笑子さんのもう一通の遺書が不当な差別を告発し、社会へ抗議していることを知る。</p>

2 國太郎さんや差別を許さない多くの仲間は、笑子さんの想いを繋ぐために立ち上がったことを知る。

3 笑子さんが私たちに伝えたかったものは何かについて話し合う

4 資料の後半を読

- 警察署長は、どんな思いで國太郎さんへ手紙を書いたのだろうか。
- ・ 國太郎さんに返事を書いたことは、笑子さんの想いを國太郎さんに伝えたかった。
- ・ 部落差別を許すことが出来ないという憤り。

- 笑子さんの想いは、どのように広がって行きましたか。
- ・ 國太郎さんが法務局に訴える
- ・ 長野県、愛媛県の多くの仲間が立ち上がる。
- ・ 抗議文を出す→遺憾の意を表明した回答が次々に寄せられる
- ・ テレビ局のドラマを制作した人たち。
- ・ 雑誌などで取り上げられる。

- 國太郎さんの想いは、宏明やその父母に届きましたか。
- ・ 國太郎さんが長野地方裁判所に訴える。
- ・ 裁判官が違法行為であると認め、損害賠償を命じる

- 笑子さんの二通の遺書は、あなたに何を問いかけましたか？
- ・ 部落差別をなくして欲しいという強い願い。
- ・ 差別は、誰も決して幸せにしない。
- ・ 社会全体で差別をなくしていかなければいけない。
- ・ 差別をなくしていくのは私たちの責任。

○ みなさんは、どのようにして、笑子さん

- 道義上、社会上の責任についての説明をする。

- 警察署長は、重大な人権侵害があったことを認めているが、処罰できない悔しさをもっていることを理解する。

- 笑子さんの想いは、多くの人々の目を覚まし、差別解消の動きは全国へ広がっていったことを知る。

- 裁判で、差別が違法行為であると認められた意義を確認する。

- 差別をする人が悪いのは当たり前だが、その差別を温存してしまっている社会全体の問題点に気づき、自分自身がその社会の構成員の一人として、いかに生きていくかを自問自答する。

○ 日々の生活の中

み、自分なりの「笑子さんの想いをつなぐ生き方」とはについて考える。

**の想いを繋いでいきたいと思いませんか。**

- ・人を大切にする生き方を心掛ける。
- ・身近な差別を見逃さない。
- ・まず、学級や学校で差別をつくらない。
- ・家族で人権について話し合う。
- ・差別を許さないといえる力をつける。
- ・身元調査お断り運動を広める。
- ・人権についてもっと学習する。
- ・身近なところに差別がないか、目を向ける。

**で、笑子さんの想いを繋ぐ生き方とは、どのような生き方かについて、自分の言葉で表現する。**

# 南澤笑子さんの 想いをつなぐ ～教材化の視点～

## 新居浜市の同和教育の原点

**「誰かが差別の壁に突き当たったとき、その人の命を本当に守れる新居浜市になっていますか？」と問いかけられたら、あなたはどうか答えますか。**

私は、そう問いかけられたとき、まだ自信をもって「その人の命を守る町になっている」とは答えられません。

故郷から遠く離れたこの町で、ただ一人差別に耐えるしかなかった笑子さんの境遇を思うとき、なぜ誰一人このような理不尽な状況に声を上げることができなかったのかと悔しい思いを禁じ得ません。あの時代に、もし人権・同和教育が社会のなかに浸透していたら、笑子さんの想いを受けとめてくれる人がきつといた筈です。

私たちは、「差別によって悲しい思いをする人のいない世界を作ってください」という笑子さんの想いを風化させることなく、未来へとつなぐために、地道に一歩一歩あゆみを続けていかなければならないのです。

## 教材化の視点

なぜ、今から60年も前に起こった「南澤笑子さん自死事件」の教材化を行うのでしょうか？

現在では、かつてのように部落差別について、人を傷つけるようなことを表立って言う人は、決して多くはいません。一応、少なくとも建前として「差別はしてはいけないものである」という規範は社会共通の認識になっているように思います。しかし、**現実には、自分の子が結婚しようとしている局面で結婚差別が生じています。どこかの誰かが「当事者」であるならば、無関心どころか応援するにもかかわらず、自分自身の周囲に「当事者」がいれば忌避するという南澤笑子さん自死事件と同じ構図は、残念ながら現在も存在しています。**

そこで、次の三点を教材化の視点として、提案します。

- 1 **差別は、だれも幸せにしない(心情)**
- 2 **何を行動する際の判断基準とするのか(判断力)**
- 3 **「赦す」人間的やさしさと差別を「許さない」きびしさ(態度)**

## 差別は、だれも幸せにしない

**なぜ、人は偏見に絡め取られると、こんなにも醜くなるのでしょうか？**Kの父母も、三人の子育てを行い、人との付き合いも普通に行っていた人でしょう。それが、**いったん偏見に絡め取られるとまったく違った人間になってしまいます。**

当時の新居浜で、どのように被差別部落のことが語られていたかを顧みると、Kの父の「被差別部落だけは、どうしてもいかん」という言葉、また結婚式後、國太郎さんに尋ねた「家はどんなに貧乏でもかまわぬが、まさか被差別部落ではないでしょうね」という言葉、これらは程度の違いはあれ、当時の新居浜の少なからずの人が共有していた考えを表していたと思います。従って、Kの父母は、自らの差別的な言動が、笑子さんにどのような痛みを与えるか、どんな重大な結果をもたらすか、想像力の欠落した人間だったのでしょう。そして、それが笑子さんの自死の直接的な引き金となりました。

Kとその父母は、笑子さんの自死の後、墓参りどころか悔やみの手紙も出ませんでした。もし、Kとその父母が自らの過ちに気づいていれば、国太郎さんが訴訟を起こすこともなかったと思います。やっかいなことに、偏見はしばしば常識という衣をまとっています。偏見はなかなか自覚できないものです。**常識の中に潜む偏見をどのようにえぐり出していくか、重い課題です。このような差別の根っここの部分は、すべての人が抱えているのではないのでしょうか？**

もし、小さな差別の根っこのうちに気づくことができれば、その根っこを取り除くことができます。誰しも、差別の心を育て、醜い人間にはなりたくないはずです。**差別によって幸せになる人は誰もいません。差別を受けた者、差別を加えた者、すべての人を不幸にします。そう考えると、Kやその家族も差別による被害者と言えるかもしれません。**

## 何を判断の基準として行動するのか？

次に、Kの犯した大きな過ちから、私たちは、何を教訓として学ぶのでしょうか？それは、**「行動を選択するとき、自分は何を判断の基準として行動するのかを明確にする。」**ということです。

父親から、「あの女と別れるか？それとも二人して出て行くか？」と決断を迫られたとき、Kは何を判断の基準としたのでしょうか？確かに、偏見に凝り固まった父親を説得することは難しかったかもしれません。それなら、どうすればよかったのでしょうか？そして、あなたなら、どうしますか？

**人は誰も、自分が、かたむいのは当然です。ただ、この時、Kが「自分を大切にすると同様に笑子さんを大切にしよう」という判断基準があれば、別の行動を選択したのではないのでしょうか。人権をすべての行動の判断基準の根底におく。**

**私は、これが人権・同和教育を学んでいく大切な意義だと思うのです。**

## おわりに

自死に際して、笑子さんは二通の遺書を残しています。一通は、家族宛で、その中で笑子さん「生きて帰れぬ故郷に、今、仏となって優しい父母の暖かい胸に帰ります。……誰も恨んだりはしないで下さいね。形式だけでも私は、Kさんの妻として過ごせたことは、今の私にとって幸せでした。世間をはばかり、力を落さぬよういたわってあげてください。」と書いています。相手をいささかも憎まず、いやむしろ、相手に対する思いやりの純愛の情が連綿と綴られ、その人間性には心から感動させられます。もう一通は、警察官宛で、「……この世から、差別というものをなくし、新婚、間もなくして冷たい差別に悲」でこの文書は途絶えています。まさに、絶命・絶筆です。心ある世の人々には、この笑子さんの最期の悲痛きわまりない、この言葉、この訴えを、どう受け止めていただけるのであろうか？

二通の遺書は、「人間は、人を赦しうる優しさ持っているが、差別は決して許されない」ということを私たちに訴えています。「赦す」と「許す」では発音は同じでも意味が全く異なってきます。前者は英語で言うとFORGIVE(赦免する・咎め立てしないことにする) 後者はPERMIT(許可する・差し支えないと認める)となります。「赦す」とは、人間的優しさがあるからこそ出来る行為であり、差別などの悪は、決して人間として「許されない」行為です。

私たちが、日々の生活で人を「赦す」＝「思いやりのある」生き方を心掛け、悪を「許さない」生き方を貫いて行くことが、笑子さんの想いをつなげていくことだと思うのです。

## 笑子さんを死に追いやったもの 差別心、偏見、残酷さ、みにくい心

### 1時間目

遺書が問いかけること  
笑子さんが綴った想い

國太郎さん(父)

笑子さん **絶望・孤独**



冷たい差別の中であって  
頼る人も、相談する友もなく、  
一切の希望を失った笑子は、  
人の情けが無情に恋しく、  
只々淋しかったです。

怒りを感じたり、許せないと思ったところ

宏明さん

・毎日知らぬ顔で仕事だけに夢中

・毎晩町にお酒を飲みに出かけ、朝帰りが続く

宏明さんの父親

・家はどんなに貧乏でもかまわぬが、まさか

被差別部落ではないでしょうね。

・今すぐあの女と別れる。幸いまだ籍を入れて

いないから家名に傷はつかない。

・被差別部落出身の者だけはどうしてもいかに

宏明さんの母親

・お手伝いさんに塩をまかせる

お手伝いさん

工場の社員

・白い目で眺め、近寄るのを避ける

↓  
当時の大多数の  
新居浜市民

宏明さんの叔母  
興信所の調査員  
興信所に協力した村人

身元調査

### 2時間目

遺書が問いかけること  
笑子さんが綴った想い

宏明さんの態度

・あれほど誓った宏明さんも、

今はその意志すらなく、毎日知らぬ顔

・父母の誘導に載りつつあり、

何かある！と思わせる昨今の状態

・毎晩町にお酒を飲みに出かけ、  
朝帰りが続く



なぜ、宏明さんは笑子さん  
を守らなかつたのだろうか？

・父母に逆らうことができなかった

・結局、自分のことしか考えなかつた

・自分も差別されるかもわからないと思った

その後、宏明さんはどのような  
人生を過ごしたと思いますか？

・笑子さんの事を思い出して苦しんだと思う

・きっと、幸せにはなれなかつたと思う

**差別は被害者だけではなく、  
加害者も不幸にする**

自分が、宏明さんならどうするだろうか？

・差別に負けず、自分の意思を貫く

・親を説得する、できなかったら笑子さんと家を出る

・誰かに相談する

決断するときには、何が一番大切だと  
思いますか？(宏明さんに一番なかつたもの)

・笑子さんを守り通す覚悟

・人権が一番大切であるという信念

## 3時間目

遺書が問いかけること  
 ↳ 笑子さんの想いをつないで

なぜ、笑子さんはもう一通の遺書を書こうとしたのか？

- ・部落差別をなくして欲しい
- ・宏明は許しても差別は許せない
- ・同じ苦しい思いをする人をつくりたくない

警察署長は、どんな思いで國太郎さんへ手紙を書いたのだろうか。

- ・道義上、**社会上の責任は別として**、職務範囲の責任追及資料のなかが残念です
- ・笑子さんの想いを國太郎さんに伝えたかった。

笑子さんの想いは、どのように広がっていき  
 ましたか。

差別解消の動きが全国に広がる

- ・國太郎さんが法務局に訴える
- ・長野、愛媛県の多くの仲間が立ち上がる
- ・抗議文を出す→遺憾の意を表明した返答が寄せられる
- ・市役所庁舎前で差別をゆるさない集会が開かれる
- ・テレビ局がドラマを制作したり雑誌で取り上げる
- ・宏明やその父母の誠意はみられない

- ・國太郎さんが長野地方裁判所に訴える
- ・**違法行為であると認め、損害賠償を命じる(勝訴)**

笑子さんの二通の遺書は、  
 あなたに何を問いかけますか？

- ・部落差別をなくして欲しいという強い願い
- ・差別は、誰も決して幸せにしない
- ・すべての人が幸せに生きることのできる世の中をつくらせてほしい

あなたにとって笑子さんの想いを繋ぐ  
 生き方とは？

- ・日頃の生活で、人権を意識する
- ・家族と人権の大切さについて話す
- ・間違いは間違いだといえる力をつける
- ・身近なところで差別がないか、目を向ける
- ・人権学習に真剣に取り組む

笑子さんの想いとは、  
 人に対する「やさしさ」と  
 差別を「許さない」強い願い

## 南澤笑子さん事件関係年表

西暦	昭和	月	日	笑子さん関係	その他
1932	7	10	26	笑子さん誕生	
1933	8	5	2	A誕生	
1947	22	11	3		日本国憲法公布
1948	23	3		笑子さん、中学校を卒業し、地元のバス会社に就職、バスの車掌となる。	
1951	26			笑子さん、横浜市にある企業に就職	
1955	30	4		A、神奈川県内の大学に入学	部落解放同盟愛媛県連合会発足
1957	32			Aの父、新居浜市内で会社経営を始める。	
1958	33	10		笑子さんとAが、知り合う。	
1959	34	1		笑子さんとAが、同棲を始める。	新居浜市立泉川中学校、文部省同和教育研究指定校  解放同盟愛媛県連、2つに分裂
		3		笑子さん、横浜市内にあるデパートのミシン販売店に就職  A、大学を卒業し横浜市内で就職	
1960	35	5	22	Aの父親の工場、新築落成	同和对策審議会設置法の施行
		5	26	A、退職し笑子さんを連れて新居浜に帰る。数日後、笑子さんは実家に帰される。	
		7	13	挙式	
		7	17～19	興信所、川西村で調査	
		7	30	笑子さんに関する興信所の調査報告書、Aの父親に到着	
		8	3	笑子さん、父母宛の手紙に興信所の調査報告書を同封	
		8	13		
		9	16	笑子さん、父母宛に手紙	
		11	5	笑子さん、母宛に手紙	
		12	22	笑子さん、自死	
12	24		國太郎さんB家で笑子さんの遺体と対面、翌日遺骨とともに長野に帰る。		

1961	36	1	新居浜警察署長より南澤國太郎さんへ手紙が届く。		
		2	9 國太郎さん、長野地方法務局に相談		
		2	22 部落解放同盟長野県連の書記長、事件について情報を得る。直ちに川西村に行き調査		
		3	3 部落解放同盟第16回全国大会で長野県連、愛媛県連との共闘を確認		
		3	6 愛媛県連及び新居浜支部は、B家に対する実態調査を行い、Aは差別を認める。		
		3	17 長野県議会で取り上げられる。		
		3	23 長野県連、長野、愛媛両県知事と川西村長、新居浜市長、興信所松本出張所の所長、Aの父親に抗議文を出す。父親を除いて関係者から遺憾の意を表明した回答文がくる。		
				長野県知事より、愛媛県知事に抗議文	
		3	27 長野県連の書記長、愛媛県庁と松山法務局を訪れ、真相究明を要求		
		3	31 愛媛県連、新居浜差別自殺事件闘争委員会を設置		
		3	31 NETテレビ『差別の壁』放映		
		4	8 愛媛県知事より長野県知事に回答		
		4	新居浜差別自殺事件闘争委員会、愛媛県知事と新居浜市長へ抗議文を提出		
		4	20	解同県連と同事協が統一し、愛媛県同和対策協議会を設立	
		4	25 愛媛県同和対策委員会、現地実態調査を行うが、Aと父親は差別を否定		
		5	3 NHKが「差別問題」というタイトルで事件を特集して放送		
		5	17 南澤笑子事件闘争委員会を正式に組織		
6	11 NECサンデー劇場でドラマ『差別の壁』が放映される。				
6	22～23 新居浜市で差別糾弾集会、新居浜市長、B家と交渉				
6	25 愛媛新聞に父親の陳謝文が掲載				
1962	37	1 長野地方裁判所上田支部に損害賠償を求める訴状を提出			
		4 30 第1回公判			
1965	40	3 20 第19回公判(判決)			
		8 11	同和対策審議会答申		